

産業建設常任委員会委員長報告

(令和2年3月24日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、
審査の経過概要と、その結果を報告します。

まず、**第52号議案、亀岡市道路の占用に関する条例の一部改正**は、地域の活性化等に資する路上イベントに際し、一時的に設ける露店等に係る ^{にちがく}日額の道路占用料等を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第53号議案、亀岡市都市公園条例の一部改正**は、亀岡運動公園体育館における冷暖房設備の設置に伴い、使用料を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 54 号議案、亀岡市営住宅管理条例の一部改正**は、市営住宅の入居に際し、連帯保証人の選任を不要とする等の改正をしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 55 号議案、亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正**は、亀岡市の水道施設を使用して、南丹市に水道用水を供給するに当たり、地方公営企業法の規定により、水道用水供給事業の経営の基本に関する事項を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 60 号議案、市道路線の変更**は、市道路線について、1 路線を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

亀岡運動公園体育館に冷暖房完備

都市公園条例の一部改正

可決（全員賛成）

亀岡運動公園体育館の大体育室や小体育室、観客席などに冷暖房設備の設置が完了したため、使用料の規定を新たに定めるもの。

冷暖房設備の使用料は、府内市町と同規模施設を参考に、体育館施設使用料の10割に相当する額と定めた。

【主な質疑・意見】

問 真夏に大体育室を長時間使用した際の使用料は。

答 平日午前9時から午後9時半までの全日、アマチュアスポーツに使用すると、冷暖房使用料は3万2120円となり、施設使用料と合わせて6万4240円となる。

意見 一律に施設使用料の10割ではなく、気温によって冷暖房使用料を変えるなど工夫してほしい。

市営住宅における連帯保証人の廃止

市営住宅管理条例の一部改正

可決（全員賛成）

これまで市営住宅の入居資格として、連帯保証人が原則2人必要とされていたが、民法

改正や府内近隣市町の動向を踏まえ、連帯保証人を廃止しようとするもの。

また、住宅の明渡し請求に関して、利息の率を年5分の割合から法定利率に変更しようとするもの。